

|         |   |        |         |
|---------|---|--------|---------|
| 氏名(本籍)  | はま だ あき こ<br>濱 田 明 子 (東京都)                              |        |         |
| 学位の種類   | 博 士 (法 学)   |        |         |
| 学位記番号   | 博 甲 第 4853 号  |        |         |
| 学位授与年月日 | 平成 20 年 11 月 30 日                                       |        |         |
| 学位授与の要件 | 学位規則第 4 条第 1 項該当  |        |         |
| 審査研究科   | ビジネス科学研究科   |        |         |
| 学位論文題目  | 取引・価格・所得—関連者間の国際的所得配分の基準<br>—移転価格税制における独立企業間価格の算定方法の意義— |        |         |
| 主 査     | 筑波大学教授  | 法学修士   | 青 山 慶 二 |
| 副 査     | 筑波大学教授  |        | 肥 後 治 樹 |
| 副 査     | 筑波大学教授  |        | 弥 永 真 生 |
| 副 査     | 筑波大学准教授   | 修士(法学) | 柳 明 昌   |
| 副 査     | 早稲田大学教授   |        | 品 川 芳 宣 |

## 論 文 の 内 容 の 要 旨

本論文は、関連企業間での取引価格が独立企業間で成立する価格と異なった場合に発生する国境を越えた所得配分のひずみを是正する移転価格税制に焦点を当て、その中心をなす課税理論について、所得配分に關する税法の一般法理との比較を踏まえ、日米を中心にした比較法研究を、他の私法領域や経済学で用いられる手法も活用しつつ行って、その上で現行制度に対する改革提言を行うものである。

即ち、同税制の所得配分の基礎となる「独立企業原則」の法理を、①国内税法における法人取引当事者間の所得配分の法理と比較検証しながらその独自性を確認し、②長年にわたる米国移転価格税制の沿革の中で、価格から利益に重点を移しつつある独立企業間価格算定方法の基礎理論を包括的にリサーチし、③更に、超過収益を生むグループ企業間の契約関係が独立企業間のそれとは異なる点を関係契約論等で検証して、利益を中心とする最近の方法論の優位性を確認し、最終的には価格を中心とした伝統理論に立脚するわが国現行税制に対し経済分析を重視しつつ所得源泉に配慮した新しい「独立企業間価格算定方法」を採用するよう提言している。

まず、第一章では移転価格税制における独立企業間価格の算定の意義を、法人間取引による所得の時価課税の側面と、国境を越えた取引を通じて発生する所得の課税管轄国への適正配分の側面の二つに区分して位置付け、それらの分析の中では経済学的観点を重視するという本論文の方向性の特色を強調している。

第2章は現行のわが国移転価格税制の概要を分析すると共に、取引に着目した基本三法に優位性が置かれている現行制度の問題点を判例研究を踏まえて詳細に検討し、比較対象取引との比較可能性の条件の明確化と基本三法以外のその他の方法の適用条件の明確化を重要な課題として挙げている。なお、次章のテーマとつながる所得課税における実現主義との乖離の問題が提起されている。

第3章は、国内における法人間の所得移転に対応する規定である法人税法22条2項の無償譲渡と寄付金課税の問題を各種判例を分析しながら、個別取引に着目した適性対価の算定は場合により同じ経済的利益に対して重複課税する恐れがあるので、関連者間の取引における時価算定には所得配分的視点が必要と主張し

ている。

第4章は、米国移転価格税制を定める IRC482 条とそれをベースに独立企業間価格算定法を定めた財務省規則の沿革を概観している。そこでは米国の移転価格に関する代表的判例や租税法の学者・実務家による論文を幅広く選択しかつ詳細に分析して、1980年代以降の無形資産取引に着目した所得相応性基準の創設及び取引価格と利益の間に差を設けない最適手法選択ルールの採用の経緯を丹念にたどり、実質的には非関連者間の取引価格ではなく競争市場における適正リターンを重視する利益中心の算定方法を確立した現行の米国式所得配分のモデルを、わが国でも参考とすべきモデルとして評価している。

第5章は本論文の特色が最も明らかにされた章であり、現行の関連者間の所得配分の算定方法モデルの背後にある経済学的分析に焦点を当て、最終提言に至る理論整理を行っている。まず、従来の完全競争市場原理を背景とした独立企業原則ではなく、関係契約論をベースに再構築した関連者間の超過収益の適正配分を指向する方法論、例えば残余コントロール権概念の使用等により、内外の先行研究を取りまとめる形で、利益移転価格税制への具体的応用の可能性を検証している。また、利益ないしは付加価値に着目した所得配分を扱う税制として、タックスハイブンプ対策税制とユニタリータックスを例に挙げ比較検証を行っている。

最終章の結論と提言は、上記分析を踏まえ、先ずわが国移転価格税制の解釈・適用上の課題として、①算定手法の適用要件の具体化と②比較可能性の要素の明確化の提言がなされている。更により構造的な議論として、実現主義にとらわれない生産要素の投入・付加価値の生成の観点からの課税所得配分を実現する著者の主張する独立企業原則の運用方針が、一般的な法人所得課税ルールにもインパクトを与えうるとしている。但し、本論文で扱った独立企業原則以外にも、所得の発生原因と所得源泉という切り口の重要性も指摘しているが、本論文ではその点の詳細分析は行っておらず、今後の課題に残している。

## 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、移転価格税制の独立企業間価格算定方法につき、日米の比較法分析を行った上で、契約法や所得の経済的分析に基づく検証を加えて、利益ないしは付加価値に重点をおいた所得配分ルールを提言するものである。比較法分析は米国の判例・学説を原典に当て詳細に分析しており、また提言に至る理論付に当たってもわが国の先行研究も十分踏まえながら理論構成がされており、移転価格税制に関する提言は十分な独自性を持ち、かつ現実の政策提言として有意義と評価された。最終試験においては、移転価格の専門領域のみならず、民法や経済分析の方法論に関しても詳細な質問が行われたが、著者の回答は租税法の理論並びに契約法・経営論等豊富な研究成果を反映し適切なものであった。

よって、著者は、博士（法学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。